

平成29年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成29年12月7日

生 駒 市

平成 29 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 19 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 20 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 68 号	平成 29 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）	5～24
議案第 69 号	平成 29 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）	25～27
議案第 70 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 71 号	生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29～30
議案第 72 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31～33
議案第 73 号	生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 74 号	生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	35～36
議案第 75 号	生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	37～38
議案第 76 号	生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	39～40
議案第 77 号	生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 78 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 79 号	生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について	43
議案第 80 号	(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について	44
議案第 81 号	生駒市教育委員会委員の任命について	45

諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	46
---------	-----------------------------	----

報告第 19 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成 29 年 9 月 14 日（木）午後 8 時 00 分頃

2 事故発生場所

生駒市小平尾町 1026 番地 1 付近 生駒市道上

3 損害賠償額

417,860 円

4 事故の概要

2 t ダンプ車が事故発生場所である市道を北から南へ走行中、マンホール  
蓋が受枠とも跳ね上がり、当該車両の燃料タンク及び排気ガス洗浄装置のタ  
ンクを損傷させたもの

平成 29 年 10 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成29年10月22日（日）午後2時10分頃

2 事故発生場所

生駒市西松ヶ丘9番19号 生駒市立生駒中学校内

3 損害賠償額

318,840円

4 事故の概要

生駒市立生駒中学校内において公用車を方向転換しようとした際、駐車中  
の車両に接触し、左前バンパー付近を損傷させたもの

平成29年11月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 29 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 29 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 2 7 0, 0 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 29 年 1 2 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		665,109	-451	664,658
	1 繰越金	665,109	-451	664,658
歳 入 合 計		37,270,498	-451	37,270,047

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		373,636	-6,573	367,063
	1 議会費	373,636	-6,573	367,063
2 総務費		3,944,172	-6,184	3,937,988
	1 総務管理費	2,919,902	12,916	2,932,818
	2 徴税費	670,111	-8,709	661,402
	3 戸籍住民基本台帳費	243,253	-11,503	231,750
	4 選挙費	71,059	556	71,615
	6 監査委員費	35,529	556	36,085
3 民生費		15,617,968	10,132	15,628,100
	1 社会福祉費	6,014,575	13,344	6,027,919
	2 児童福祉費	7,229,044	-8,216	7,220,828
	3 生活保護費	1,561,201	5,004	1,566,205
4 衛生費		3,971,701	6,672	3,978,373
	1 保健衛生費	1,734,440	3,892	1,738,332
	2 清掃費	2,237,261	2,780	2,240,041
5 産業経済費		489,580	-1,229	488,351
	1 農業費	199,709	9,452	209,161
	2 商工費	289,871	-10,681	279,190

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
6 土木費		3,544,082	15,568	3,559,650
	3 都市計画費	1,161,866	15,568	1,177,434
7 消防費		1,596,441	-8,545	1,587,896
	1 消防費	1,596,441	-8,545	1,587,896
8 教育費		4,346,895	-10,292	4,336,603
	4 幼稚園費	823,763	-18,076	805,687
	5 社会教育費	1,127,138	7,228	1,134,366
	6 保健体育費	1,272,138	556	1,272,694
歳 出 合 計		37,270,498	-451	37,270,047

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	人権施策経費	4,071
土木費	道路橋梁及び河川	道路橋梁維持補修費	10,400

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
交通費等助成業務	平成29年度から 平成30年度まで	289,716

2 変更

[単位 千円]

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
消防本部附属棟耐震改築工事監理業務	平成29年度から 平成30年度まで	4,356	消防本部附属棟耐震改築工事監理業務	平成29年度から 平成31年度まで	4,356

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	額	
1 繰越金	665,109	-451	664,658	1 繰越金	-451	前年度繰越金
計	665,109	-451	664,658			

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 地 方 債	そ の 他			
1 議会費	373,636	-6,573	367,063			-6,573	2 給料	-4,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,573	人事異動等による
							4 共済費	-1,000	人事異動等による
計	373,636	-6,573	367,063			-6,573			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	1,871,067	14,456	1,885,523			14,456	2 給料	2,600	人事異動等による
							3 職員手当等	10,556	人事異動等による
							4 共済費	1,300	人事異動等による
5 財産管理費	446,944	-1,540	445,404			-1,540	25 積立金	-1,540	職員退職給与基金
計	2,919,902	12,916	2,932,818			12,916			

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 税務総務費	460,429	-8,709	451,720			-8,709	2 給料	-5,300	人事異動等による
							3 職員手当等	-2,084	人事異動等による
							4 共済費	-1,325	人事異動等による
計	670,111	-8,709	661,402			-8,709			

[単位 千円]

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	242,289	-11,503	230,786			-11,503	2 給料	-7,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-2,753	人事異動等による
							4 共済費	-1,750	人事異動等による
計	243,253	-11,503	231,750			-11,503			

[単位 千円]

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 選挙管理委員会費	31,336	556	31,892			556	2 給料	100	人事異動等による
							3 職員手当等	406	人事異動等による

[単位 千円]



## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	一般財源	その他	区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,492,794	-8,216	3,484,578		-8,216		2 給料	-5,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,966	人事異動等による
							4 共済費	-1,250	人事異動等による
計	7,229,044	-8,216	7,220,828		-8,216				

[単位 千円]

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	一般財源	その他	区分	金額	
1 生活保護総務費	102,459	5,004	107,463		5,004		2 給料	900	人事異動等による
							3 職員手当等	3,654	人事異動等による
							4 共済費	450	人事異動等による
計	1,561,201	5,004	1,566,205		5,004				

[単位 千円]

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	一般財源	その他	区分	金額	
1 保健衛生総務費	824,080	3,892	827,972		3,892		2 給料	700	人事異動等による

[単位 千円]

										3 職員手当等	2,842	人事異動等による
										4 共済費	350	人事異動等による
計	1,734,440	3,892	1,738,332						3,892			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 別	財 源				
					国県支出金	地 方 債			
3 ごみ処理施設費	836,120	2,780	838,900			2,780	2 給料	500	人事異動等による
							3 職員手当等	2,030	人事異動等による
							4 共済費	250	人事異動等による
計	2,237,261	2,780	2,240,041			2,780			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 別	財 源				
					国県支出金	地 方 債			
1 農業委員会費	34,722	4,448	39,170			4,448	2 給料	800	人事異動等による
							3 職員手当等	3,248	人事異動等による
							4 共済費	400	人事異動等による
2 農業総務費	69,367	5,004	74,371			5,004	2 給料	900	人事異動等による
							3 職員手当等	3,654	人事異動等による
							4 共済費	450	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				特出金	地方債	その他				
計	199,709	9,452	209,161			9,452				

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				特出金	地方債	その他				
1 商工総務費	74,544	-10,681	63,863			-10,681	2 給料	-6,500	人事異動等による	
							3 職員手当等	-2,556	人事異動等による	
							4 共済費	-1,625	人事異動等による	
計	289,871	-10,681	279,190			-10,681				

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				特出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	141,175	12,232	153,407			12,232	2 給料	2,200	人事異動等による	
							3 職員手当等	8,932	人事異動等による	
							4 共済費	1,100	人事異動等による	
2 公園整備費	884,955	3,336	888,291			3,336	2 給料	600	人事異動等による	
							3 職員手当等	2,436	人事異動等による	
							4 共済費	300	人事異動等による	

計	1,161,866	15,568	1,177,434			15,568		
---	-----------	--------	-----------	--	--	--------	--	--

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 地 方 債	そ の 他			
1 常備消防費	1,297,211	-8,545	1,288,666			-8,545	2 給料	-5,200	人事異動等による
							3 職員手当等	-2,045	人事異動等による
							4 共済費	-1,300	人事異動等による
計	1,596,441	-8,545	1,587,896			-8,545			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 地 方 債	そ の 他			
1 幼稚園費	788,818	-18,076	770,742			-18,076	2 給料	-11,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-4,326	人事異動等による
							4 共済費	-2,750	人事異動等による
計	823,763	-18,076	805,687			-18,076			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 地 方 債	そ の 他			
3 図書館費	343,396	7,228	350,624			7,228	2 給料	1,300	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				国県支出金	特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分		金 額		
											補正額	
											計	金額
							3 職員手当等	5,278	人事異動等による			
							4 共済費	650	人事異動等による			
計	1,127,138	7,228	1,134,366			7,228						

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				国県支出金	特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分		金 額		
											補正額	
											計	金額
1 保健体育総務費	92,808	556	93,364			556	2 給料	100	人事異動等による			
							3 職員手当等	406	人事異動等による			
							4 共済費	50	人事異動等による			
計	1,272,138	556	1,272,694			556						

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(59) 722		3,008,659	2,747,137	5,755,796	1,014,434	
補正前	(61) 724		3,039,459	2,710,848	5,750,307	1,018,834	
比較	(-2) -2		-30,800	36,289	5,489	-4,400	1,089

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
		補正後		96,584	116,916	1,140	192,796	17,041
補正前		96,584	116,916	1,140	194,644	17,041	171,464	34,071
比較		0	0	0	-1,848	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,818		70,570	32,516	681,000	787,079	538,142
7,818		70,570	32,516	681,000	787,079	500,005
0		0	0	0	0	38,137

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考	
給料	-30,800	給与改定に伴う増減	4,717	給与改定に伴う増加	給与改定の状況 0.2%	
		昇給に伴う増減				
		その他の増減分	-35,517	退職・人事異動に伴う減少	職員数の異動状況 採用・退職の状況等 722人 724人 -2人	
職員手当	36,289	制度改正に伴う増減	31,398	支給基準変更に伴う増加	採用者 2人 退職者 2人	
		その他の増減分	4,891	退職・人事異動に伴う増加		
		期末手当		千円	勤勉手当	千円
		勤勉手当		31,398	勤勉手当	千円
		扶養手当		千円	夜間勤務手当	千円
		管理職手当		千円	単身赴任手当	千円
		管理職員特別勤務手当		千円	通勤手当	千円
		地域手当		-1,848	住居手当	千円
		特殊勤務手当		千円	退職手当	千円
		時間外勤務手当		千円	期末手当	千円
休日勤務手当		千円	勤勉手当	6,739 千円		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分					
	一般職	消防職	教育職	技能職	平均給料月額 (円)	平均年齢 (歳)
補正後	336,350	323,378	325,796	300,835	平均給料月額 (円)	43.4
	416,678	437,172	380,222	345,720	平均給与月額 (円)	46.6
	43.4	40.5	42.9	46.6	平均年齢 (歳)	
補正前	338,353	328,867	335,920	295,811	平均給料月額 (円)	43.7
	417,633	431,336	386,767	340,633	平均給与月額 (円)	45.8
	43.7	41.5	44.4	45.8	平均年齢 (歳)	

イ 初任給

区分	一般職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	技能職 (円)	国の制度	
					一般行政職 (円)	技能職 (円)
高校卒	151,500	156,800	151,500	163,700	147,100	144,500
大学卒	185,800	192,700	185,800		179,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職		
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	
補正後	1級	(58)	(11.5)	1級	(22)	(16.5)	1級	(5)	(8.5)
	2級	(57)	(11.3)	2級	(15)	(11.3)	2級	(8)	(13.6)
	3級	(21)	(4.2)	3級	(7)	(5.3)	3級	(11)	(18.5)
	4級	(76)	(15.1)	4級	(13)	(9.8)	4級	(2)	(3.4)
	5級	(172)	(34.3)	5級	(56)	(42.1)	5級	(20)	(33.9)
	6級	(55)	(11.0)	6級	(13)	(9.8)	6級	(5)	(8.5)
	7級	(50)	(10.0)	7級	(4)	(3.0)	7級	(8)	(13.6)
	8級	(13)	(2.6)	8級	(3)	(2.2)	8級	( )	( )
	計	(502)	(100.0)	計	(133)	(100.0)	計	(59)	(100.0)
	補正前	1級	(60)	(11.9)	1級	(18)	(13.3)	1級	(4)
2級		(52)	(10.3)	2級	(16)	(11.9)	2級	(7)	(11.9)
3級		(17)	(3.4)	3級	(5)	(3.7)	3級	(9)	(15.2)
4級		(75)	(14.9)	4級	(16)	(11.9)	4級	(2)	(3.4)
5級		(178)	(35.3)	5級	(58)	(42.9)	5級	(25)	(42.4)
6級		(57)	(11.3)	6級	(14)	(10.4)	6級	(3)	(5.1)
7級		(52)	(10.3)	7級	(6)	(4.4)	7級	(9)	(15.2)
8級		(13)	(2.6)	8級	(2)	(1.5)	8級	( )	( )
計		(504)	(100.0)	計	(135)	(100.0)	計	(59)	(100.0)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	副主事	主事	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	副技術師	技術師					

工昇給

区	分	合計	代表的な職種				技能職
			一般職	消防職	教育職	職	
補正後	職員数 (A)	722	502	133	59	28	
	昇給に係る職員数(B)	611	427	119	42	23	
	2号給						
	4号給	611	427	119	42	23	
	6号給						
補正前	比率 (B)/(A)	84.6	85.1	89.5	71.2	82.1	
	職員数 (A)	724	502	135	59	28	
	昇給に係る職員数(B)	587	411	114	38	24	
	2号給						
	4号給	587	411	114	38	24	
補正前	比率 (B)/(A)	81.1	81.9	84.4	64.4	85.7	
	職員数 (A)						
	昇給に係る職員数(B)						
	6号給						
	8号給						

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 1.050 ) (	1.250 ) (	( 2.30 )	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	( 1.050 ) (	1.200 ) (	( 2.25 )	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	( 1.050 ) (	1.250 ) (	( 2.30 )	有	
	2.075	2.325	4.40		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率(%)	6.0
支給対象職員数(人)	722
国の指定基準に基づく 支給率(%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率(%)	(%)	0.6	0.5	0.1	2.9	0.2
支給対象職員の比率(%)	(%)	20.5	13.9	28.6	78.0	17.8
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	一部異なる	子に係る手当額を10,000円に引上げ	
住居手当	同じ		
通勤手当	一部異なる	自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額	

議案第 69 号

平成 29 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81,943 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,800,203 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		1,062,611	81,943	1,144,554
	2 基金繰入金	250,000	81,943	331,943
歳 入 合 計		13,718,260	81,943	13,800,203

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		11,200	81,943	93,143
	1 償還金及び還付加算金	10,100	81,943	92,043
歳 出 合 計		13,718,260	81,943	13,800,203

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	250,000	81,943	331,943	1 財政調整基金繰入金	81,943	
計	250,000	81,943	331,943			

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源					
				国県支	地方債	その他			
3 償還金	1,000	81,943	82,943		81,943 (繰入)	81,943	23 償還金利子及び割引料	療養給付費等負担金等精算返還金	
計	10,100	81,943	92,043		81,943				

議案第 70 号

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「479人」を「509人」に、「840人」を「870人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 71 号

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア（イ）中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「  
という。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「第 6 5 条第 1 項  
及び第 2 項」を「第 6 5 条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2  
歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日  
の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して  
その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員  
であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採

用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 5 項中「4 級以上であるもの」を「3 級以上であるもの(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」に改める。

別表第 2 の 2 級の項から 5 級の項までを次のように改める。

2 級	主事及び技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長及び主査の職務
5 級	主幹の職務

別表第 2 の 7 級の項中「及び主幹」を削る。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項中「給料の月額と」とあるのは、「給料の月額（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第号）附則第4項の規定による給料の額を含む。）と」と読み替えて適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 平成30年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下この項において「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、市長が定める。
- 4 切替日の前日から引き続き前項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととな

るものには、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第15条第5項（給与条例第16条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第15条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第 号）附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
4級	3級
	4級
5級	4級
	5級

議案第 73 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成 20 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表生駒市立高山幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 74 号

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

生駒市都市公園条例（昭和 45 年 3 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 条の 4」を「第 2 条の 5」に改める。

第 2 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公園施設の設置基準）」を付する。

第 2 条の 4 の見出しを削り、第 1 章の 2 中同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 5 1 の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。

別表第 2 中

(7) 標識	その都度市長が定める額	を
--------	-------------	---

(7) 標識	その都度市長が定める額	に、「寄り難い
(8) 生駒山麓公園ふれあいセンター内に設ける社会福祉施設	1 平方メートル 1 年につき 2,000 円	

」を「より難い」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進に関すること。

第2条の5第1号中「次条」を「第3条」に改める。

第2条の6中「第3条」を「次条」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 附属設備使用料

市長の定める額
---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第26条の改正規定中「改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に」を削る。

議案第 76 号

生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

(生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第 1 条 生駒市再開発住宅条例（平成 6 年 7 月生駒市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 21 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

(生駒市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 生駒市営住宅条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 本市の広報紙及びホームページ

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 38 条及び第 39 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「さつき台 2 丁目」の次に「、翠光台」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 47 条の 3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反するときは、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒ふるさとミュージアム
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社地域文化財研究所  
大阪府東大阪市岩田町1丁目17番9号
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業について、下記のとおり事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 6,848,322,003円
- 4 契約の相手方 生駒市谷田町808番地  
株式会社生駒北学校給食サービス  
代表取締役 山本徳憲
- 5 契約期間 契約の日から平成46年7月31日まで

平成29年12月7日提出

生駒市長 小紫雅史

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 寺 田 詩 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 レイノルズ あい

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 大 西 雅 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史